

原子力災害避難者の方への宿泊助成を実施しています

1 対象となる方

原子力災害により、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村から避難し、現在、仮設住宅や借り上げ住宅等に居住されている方が対象となります。

2 宿泊時にご提示いただく書類等

受付において、**罹災証明書及び運転免許証又は健康保険証**をご提示いただき、助成対象者の確認をさせていただきます。

3 対象となる宿泊目的

次に掲げる宿泊目的の場合とし、出張や観光目的でのご利用は対象外とさせていただきます。

- (1) 地域コミュニティ維持の活動のための宿泊
- (2) 家族・親族・友人等との交流のための宿泊

具体例

- ① 町内会・自治会等の役員会、総会等への参加
(ただし、漁業協同組合、農業協同組合等の役員会、総会等への参加は対象外です。)
- ② 運動会、お祭り、各種イベントへの参加
- ③ 冠婚葬祭への参加
- ④ 地域の伝統文化の継承を目的とした事業への参加

4 貸出対象の宿泊室

401号室から411号室としますが、既に他の予約が入っている場合など、お断りする場合があります。(連続の宿泊は2泊まで)

5 実施期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで実施します。

6 宿泊料金

1人で宿泊：**1泊3,100円** (通常料金：4,400円)

2人以上で宿泊：**1人1泊2,700円** (通常料金：4,000円)

連絡先

福島県男女共生センター 企画調査課

福島県二本松市郭内一丁目196-1 TEL：0243-23-8303 Fax：0243-23-8314